

財政局財務部総務担当課長以下、市税事務所支部支部長以下との予備交渉

令和8年3月4日（水曜日）大阪市職員労働組合市税事務所支部との交渉の議事録

（支部）

2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れを行いたい。

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市においては、「市政改革プラン」により、多様化する市民ニーズへの対応や大阪の成長の実現を支える持続可能な行財政基盤の構築へ向けた人員マネジメントの推進等を着実に進めることとしているが、特に市税事務所は多様化・複雑化する市民ニーズへの対応を直接、窓口や電話を通じ最前線で行っているところであるが、本来こうした業務への対応は、「仕事と人」の関係を慎重に整理した上で、それに見合った人員配置が必要である。

また、それらの内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、申し入れを行うとともに、所属が適法に管理し、又は決定することができるものについて、交渉事項として誠意をもって対応するよう申し入れる。

以上のことをふまえて、勤務労働条件の確保について次のとおり書記長より申し入れる。

2026年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

① 2026年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保できるために必要な要員を確保すること。

また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を速やかに提供すること。

② 職場環境改善や事務改善等、労働諸条件の向上にむけて今後引き続き対処すること。

③ 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから、慎重に検討すべきであり、「集約化」や「委託化」などの課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから支部との十分な交渉・協議を行うこと。

申し入れにあたって、所属の基本的な認識を質しておく。

我々は、行政の基本的責務として、市民サービスの確保は極めて重要な課題であり、安易な切り下げは許されるものではないと考える。

組合員は、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応しながら日々業務を遂行している。今後、行政内容の質や水準を低下させないためにも、業務内容・業務量に見合った執行体制の構築が必要である。言うまでもないが、職場における業務の遂行が、超過勤務の増加や、有給休暇等の未取得日数の増加といった勤務環境の悪化の上に成り立つものではない。

この間、要員確保のとりくみについては、「仕事と人」の関係整理を基本に真摯な労使交渉・協議を

つうじて労使決着をめざしてきたところではあるが、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう申し入れる。

また、結果として勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理について必要な情報提供を行うよう求める。

その上で、これまでの経過を踏まえた、次年度要員確保の考え方を明らかにされたい。

(所属)

それでは、申し入れのあった事項について、職制側の認識を答えさせていただく。

まず、1点目、3点目の項目についてまとめて回答する。

事務事業の執行に係る業務執行体制の改編や、事務の集約化など管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として対応する。

次に申し入れ項目の2点目「職場環境改善や事務改善等、労働諸条件の向上にむけて、今後も引き続き対処すること。」については、職員の声に耳を傾けながら、職制として対処すべきものについて、引き続き自らの判断と責任において対処していきたいと考えている。

また、口頭で申し入れのあった「仕事と人」の関係整理の内容についての必要な情報提供とこれまでの経過を踏まえた、次年度要員確保の考え方については、先ほどの回答とも重複するが、管理運営事項であることから、職制が自らの判断と責任において行っていく。ただし、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として対応する。

(支部)

ただいま、所属から申し入れに対する考え方が示された。

我々としても、事務事業の見直しそのものを否定するものではないが、毎年欠員が補充されないなど、厳しい現場実態を認識したうえで、「仕事と人」の関係整理にもとづいた、慎重な検討と、それに見合った要員配置を行うよう強く求めておきたい。

「事務事業の業務執行体制の改編など管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行う」とするならば、行政責任と使用者責任が十分果たされることは当然であり、勤務労働条件に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行った場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について、「自らの判断と責任」にいたった考え方について、速やかに情報提供を行うことは当然と考えているので、この点についても認識を確認しておきたい。

そのうえで、今後労使交渉・協議を進めるにあたって、「事務事業の見直し」を含めて、次年度に執行する業務を確定させ、その業務に見合う要員を配置するという、いわゆる定数配置について、次年度当初に昇任による欠員を生じさせないこととして確認を求める。

(所属)

先ほどの回答の確認とのことであるが「仕事と人」の関係整理に基づいた、次年度要員確保の考え方については、先ほどの回答とも重複するが、管理運営事項であることから、職制が自らの判断と責任において行っていく。

ただし、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として対応する。

(支部)

本日の回答が所属としての責任をもった最終回答であるとするならば支部として受け止めることとするが、現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による意思疎通を十分図るべきである。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても仕事と人の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。

重ねて申し上げるが、支部・所属間での十分な交渉・協議が行わなければ問題解決は図れないと認識しており、円滑な協議が行われるよう強く要請し、申し入れ交渉を終了する。